

# エネルギー政策推進特別委員会記録

開催日時 平成27年6月18日(木) 13:02~13:58

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

奥山 博康 委員長

田尻 匠 副委員長

川口 延良 委員

佐藤 光紀 委員

西川 均 委員

阪口 保 委員

上田 悟 委員

宮本 次郎 委員

欠席委員 1名

井岡 正徳 委員

出席理事者 前田 副知事(地域振興部長事務取扱) ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

- (1) 平成27年度主要施策の概要について
- (2) 6月定例県議会提出予定議案について
- (3) その他

<会議の経過>

○奥山委員長 ただいまよりエネルギー政策推進特別委員会を開会いたします。

それでは、議事に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。

私、奥山と田尻議員がさきの5月臨時議会において正副委員長に選任されました。今後、委員各位並びに理事者の方々のご協力、ご支援を得て円滑な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

委員会構成がなされて初めての委員会ですので、委員より自己紹介をお願いします。

○宮本委員 委員の宮本です。よろしくお願いいたします。

○阪口委員 委員の阪口です。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 委員の佐藤です。よろしくお願いします。

○西川委員 委員の西川です。よろしくお願いします。

○川口（延）委員 委員の川口です。よろしくお願いします。

○奥山委員長 本日の欠席はなしです。

また、上田委員、井岡委員は、少し遅れるとの連絡を受けておりますので、ご了解願います。

なお、理事者において、山本地域振興部次長の代理で福益企画管理室主幹が出席されていますので、ご了承願います。

次に、事務局の紹介をさせます。

事務局長の自己紹介の後、担当書記の紹介をお願いします。

○芝池事務局長 議会事務局長の芝池です。よろしくお願いします。

次に、当委員会の担当書記を紹介します。藤田書記です。熊本書記です。よろしくお願いします。

○奥山委員長 次に、理事者の紹介を願います。

なお、当委員会の所管事項及び出席を求める理事者についてですが、去る5月22日の正副委員長会議でお手元に配付のとおり決定されていますので、ご了承願います。

それでは、副知事、知事公室次長、景観環境局次長、農林部次長、水道局業務課長の順に自己紹介並びに関係各位の紹介をお願いします。

○前田副知事（地域振興部長事務取扱） 副知事の前田です。地域振興部長の事務取扱をしております。よろしくお願いします。

関係課長を紹介します。

平田エネルギー政策課長です。

○平田エネルギー政策課長 平田です。よろしくお願いします。

○前田副知事（地域振興部長事務取扱） 本来であれば山本地域振興部次長が出席をしますのでけれども、本日委員監査の対応のために欠席で、かわりまして福益企画管理室主幹です。

○福益地域振興部企画管理室主幹 山本地域振興部次長の代理、福益です。よろしくお願いします。

○前田副知事（地域振興部長事務取扱） よろしくお願いします。

○中澤知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 知事公室次長、防災担当、防

災統括室長事務取扱をしています中澤です。よろしくお願いします。

○**梶田景観・環境局次長（環境政策・廃棄物担当）** 景観環境局次長の梶田です。環境政策と廃棄物を担当しています。

関係課長で、環境政策課長を紹介します。

○**柳原環境政策課長** 柳原です。

○**梶田景観・環境局次長（環境政策・廃棄物担当）** よろしくお願いします。

○**植田農林部次長（企画管理室長事務取扱）** 農林部次長企画管理室長事務取扱の植田です。よろしくお願いします。

続いて、農林部出席者を紹介します。

まず、馬場農林部次長、林務担当です。

○**馬場農林部次長（林務担当）** 馬場です。よろしくお願いします。

○**植田農林部次長（企画管理室長事務取扱）** 続きまして、菅谷農村振興課長です。

○**菅谷農村振興課長** 菅谷です。よろしくお願いします。

○**植田農林部次長（企画管理室長事務取扱）** 中村奈良の木ブランド課長です。

○**中村奈良の木ブランド課長** 中村です。よろしくお願いします。

○**植田農林部次長（企画管理室長事務取扱）** 以上、農林部出席者です。よろしくお願いします。

○**浅田水道局業務課長** 水道局業務課長の浅田です。よろしくお願いします。

○**奥山委員長** ありがとうございます。

次に、委員会の運営についてですが、お手元に「特別委員会の設置等に関する申し合わせ」を配付しています。この申し合わせでは、調査期間終了後にその成果を本会議で報告すること及び委員会討議の方法による議論を行うこととなっています。

それでは、お手元に配付しています「エネルギー政策推進特別委員会の運営について」を説明します。

1の所管事項及び調査・審査事務については、記載のとおりです。

次に、2の委員会の運営についてですが、平成29年6月定例会に調査・審査の成果を取りまとめることとしまして、委員間討議による議論を行いながら、必要に応じて委員のみによる委員会も開催してまいりたいと考えています。

3の当面のスケジュールですが、今年度のおおむねの予定を入れてあります。それに沿って委員会運営を行いまして、来年、平成28年6月定例会には中間報告を行いたいと考えて

ていますので、よろしく申し上げます。

ただいまの説明について、意見がありましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、当委員会は、調査並びに審査におきまして、委員間討議の時間もとりながら進めてまいります。

次に、事務分掌表、新規事業の内容をお手元に配付していますので、参考にさせていただきたいと存じます。

それでは、案件に入ります。

平成27年度主要施策の概要について、副知事、農林部次長、水道局業務課長の順に説明願います。

○前田副知事(地域振興部長事務取扱) それでは、平成27年度の主要施策について説明します。お手元の右肩に資料1とあります「平成27年度一般会計特別会計予算案の概要・平成26年度一般会計特別会計2月補正予算の概要(抜粋)」をお開きください。

抜粋ですので、ページが飛んでいますけれども、132ページをお開きください。くらしの向上[エネルギー政策の推進]について各施策が並んでいる箇所です。

まず、新規事業の(仮称)第2次エネルギービジョン策定事業については、平成26年度末で計画期間が終了します奈良県エネルギービジョンについて、次期計画を策定するものです。このエネルギービジョンについては、後ほど簡単に説明します。

同じページの再生可能エネルギー等導入推進事業については、奈良県環境保全基金を財源として、地域の避難所や防災拠点などに再生可能エネルギーなどを導入する市町村などに対して補助をするものです。

続きまして、133ページをお開きください。新規事業ですけれども、県庁周辺分散型エネルギーインフラ推進事業については、県庁の本庁舎の建物ですが、この周辺でのガスによるコージェネレーション発電と熱エネルギーを供給する仕組みの導入に向けた可能性の調査を実施するものです。

同じく新規事業ですけれども、再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣事業については、県内外の専門家をアドバイザーとして登録をして、地域、市町村の要請に応じて派遣をし、取組を支援するものです。

続きまして、125ページをお願いします。くらしの向上[安全・安心の確保]です。新規事業で液化石油ガス保安対策事業がございます。LPガス販売事業者の保安意識の向

上を図るために、保安業務マニュアルを作成するとともに説明会を開催するものです。

以上で主要施策の概要の説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○植田農林部次長（企画管理室長事務取扱）** 同じ資料1をごらんいただきたいと思えます。133ページの木質バイオマス実証実験事業です。原料木材の搬出やペレット製造の民間への技術移転など、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利用推進に向けた実証実験を行ってまいりたいと思っています。

木質バイオマスエネルギー導入促進事業では、木質バイオマスの原料木材を安定的に調達するための経費や加工流通施設等の整備に対して補助を行ってまいります。

農村資源エネルギー支援事業では、農業水利施設や集落排水施設を生かした再生可能エネルギーによる発電施設の整備や導入の検討に対する支援を記載のとおり行ってまいります。

農林部所管の主要施策は以上です。よろしく申し上げます。

**○浅田水道局業務課長** 同じく資料1で説明します。水道局所管分は133ページ、小水力発電導入事業です。水道管路の水圧を利用した小水力発電施設を御所浄水場に整備するものです。工期は平成27年度から平成28年度で、事業実施に当たりましてはグリーンニューディール基金の活用を予定しています。

以上が水道局所管分です。よろしく申し上げます。

**○奥山委員長** 次に、6月定例県議会提出予定議案について、副知事から説明を願います。

**○前田副知事（地域振興部長事務取扱）** それでは、来る6月定例県議会に提出を予定しています議案につきまして説明します。資料2「6月定例県議会提出予定議案の概要」をごらんください。議案一覧が出ていますけれども、説明しますのは補正予算です。

9ページ、12エネルギー政策の推進です。

新規事業ですけれども、奈良県災害時エネルギー自給集落モデル検討事業はモデル地域を選定して、災害時に必要な電力などを自給できる集落づくりに向けた整備手法を検討するものです。

これも新規事業ですけれども、総合庁舎屋上太陽光発電装置設置事業です。これも、グリーンニューディール基金と呼ばれている奈良県環境保全基金を財源として、再生可能エネルギーのPRにも資するため、災害拠点施設で、かつ平時も多くの方々が予想されます郡山総合庁舎、そして橿原総合庁舎に太陽光発電装置を設置するもので、今年度は設計を実施したいと考えています。

以上で提出予定議案の説明を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。

○奥山委員長 続いて、副知事から、奈良県エネルギービジョンの推進について報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告願います。

○前田副知事（地域振興部長事務取扱） 先ほども平成27年度の施策で触れました奈良県エネルギービジョンについて、その推進状況の報告をさせていただきます。資料3をらんください。

再生可能エネルギーの導入状況ですが、黄色の着色部分、平成27年3月末時点におきまして、平成22年度比で3.5倍、設備容量で19万9,921キロワットとなっています。

平成26年度の主な事業の取組概要ですが、太陽光発電の普及拡大の取組については、太陽光パネルとあわせて蓄電池などを設置します家庭への補助件数、HEMSで146件、蓄電池とエネファームで299件となっています。

また、②ですけれども、吉野川分水の水路の上部の敷地を一部活用して太陽光発電施設の整備を天理市内と御所市内に設置をし、既に稼働しているところです。

2つ目、小水力発電の普及拡大については、小水力発電導入可能性調査補助件数が2件となっておりまして、設備の設置の補助の件数も同じく2件となっています。

3つ目の白い丸、奈良モデル検討会の取組として、県と市町村と一緒に小水力勉強会を実施しまして、3回の勉強会を開催したところ、16の市町村に参加をいただいております。

同じく小水力発電の普及拡大の②農業用施設を活用した小水力発電施設の導入の取組としては、山添村の上津ダムで設備を導入して稼働しているところです。

③の水道施設を活用した発電施設の導入の取組については、県営水道の御所浄水場で整備を計画しています。

バイオマスの利活用については、②大淀町内で進行中の木質バイオマス発電施設整備への支援として、合計14億円の融資を行っているところです。

資料の右側2奈良の省エネ・節電スタイルの推進です。夏季と冬季に節電協議会を開催していて、この枠組みを活用して啓発活動を行っています。その一つとして、省エネ節電所エコチャレンジを募集して表彰を実施しました。募集状況などについては記載のとおりです。

3 緊急時のエネルギー対策の推進ですが、避難所への非常用発電機の導入に対する支援

として、避難所、福祉避難所にそれぞれ記載のとおり補助を行ったところです。

また、環境省のグリーンニューディール基金ですけれども、合計16億7,000万円の配分を奈良県として受けて、県、そして市町村等の施設に対して記載の箇所数及び金額の配分を決定したところです。

以上、ただいま説明しました取組の詳細については、A3の資料の後ろのA4の冊子を参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

**○奥山委員長** それでは、ただいまの説明及び報告、またはその他の事項も含めまして、質疑があれば発言願います。

**○佐藤委員** 先ほど説明をいただきましたが、太陽光発電においても平成22年度から比べて3.8倍と、奈良県としてはよく取り組んでいると思います。また、来庁者が見込まれるということで、総合庁舎に太陽光発電を検討する、実施するということで承りましたけれども、肝心かなめの奈良県庁の太陽光発電の導入は検討されないのでしょうか。

**○平田エネルギー政策課長** 県庁舎、本庁舎への太陽光発電設備の設置については、本庁舎の屋上緑化や屋上開放等を実施していること、あるいは庁舎全体で耐震構造上の問題があるということ、さらにはこのあたり奈良公園一帯がいろいろな景観や風致等の規制がかかっているということもありまして、設置することは難しいと考えているところです。一方で、委員がお述べのとおり、県ではビジョンの中で多様な再生可能エネルギー等の普及拡大を図ることを掲げておりますので、民間施設等への導入促進を図るためにも早期に県みずからの施設で設置を図れる施設については導入を進めています。主なものとしては、御所浄水場に790キロワットの設備、太陽光パネルを設置していますし、ほかには奈良養護学校、産業総合振興センター、図書情報館等の県有施設にも設置をしています。先ほど補正予算の説明でもありましたが、今後は新たな設置箇所として、グリーンニューディール基金を活用して、災害拠点ともなり、また県民の皆様にも利用していただける2カ所の総合庁舎への設置も検討しています。今後もこのグリーンニューディール基金等を活用しながら、そのほかの県有施設等についても導入、検討を進めてまいりたいと考えています。以上です。

**○佐藤委員** こちらの県庁には導入は無理だと結論をつけられたのは大体何年ぐらい前でしょうか。我々を取り巻く環境というものは日々変化しておりまして、またその用途も違うものになってきているかと思えます。災害のときに自家発電装置があると言われている

のですけれども、さきの東日本大震災においてはその燃料がないということで非常に難儀をしたと聞き及んでいます。重油をたいてのこちらでの自家発電と聞いていますけれども、その観点からいいましても、自家発電装置、バッテリーとの組み合わせ、蓄電池との組み合わせのほうが有効だと考えています。また、技術革新も進んでいまして、耐震補強と言われてはいますが、モジュール自体の軽量化並びにはめ殺し窓などの窓に張るフィルム型も開発されていると聞き及んでいます。いま一度検討する必要があるのではないのでしょうか。以上です。

○平田エネルギー政策課長 この庁舎への設置の検討については、庁舎管理の担当課から無理ではないかということを知っています。いつの時点で調査をされたかという詳細までは聞いてはいないのですけれども、いろいろな技術の革新や、状況の変化などもあるということでは、今、委員からご意見いただきましたので、可能かどうかということ、状況が変わっているかどうかということを含めまして、委員のご意見があったと担当課には伝えたいと思っています。以上です。

○宮本委員 前回に続きましてこの委員会に所属することになりましたので、またしっかり勉強を重ねて頑張りたいと思っています。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から4年がたちました。この4年間の状況なども見守る中で、原発事故に伴う被災者の状況が今どうなっているかと調べたことがありました。奈良県内に避難して来られている原発被災者の方が何人ぐらいいますかと防災統括室に聞きましたら、156人と把握をされているということでした。帰還困難で指定をされて奈良県に住んでおられる方と、帰還困難指定は解除されたけれども到底復帰できない状態なのでとどまっている自主避難という方の内訳が十分把握できないという答えをいただいたのですけれども、調べてみますとほとんどが自主避難に切りかわっているということで、現地では帰還困難区域の線引きが見直され、東京電力からの賠償金が打ち切られていると。現地で、双葉郡の各役場に聞きますと、戻ってきているのは約2割から3割程度、とても住めるような状態ではないということ、家賃の原資となる賠償金は打ち切られるのだけれども、戻ってこられないので大変苦しい状況、二重ローンにまた苦しめられるという状況が生まれているということを知りました。何が言いたいかといいますと、原発事故があり4年たってこの状況ですから原子力発電と人類がとても共存できないということをこの4年間は示していると改めて4年たった時点で思った次第です。

そういうことで、当委員会が所管しています自然エネルギーの普及促進は非常に重大で



重要だということを改めて思いながら質問を準備していたのですが、太陽光パネルを初めとした自然エネルギーの普及を考えたときに、広く県民に使われるようになることが一つポイントではないかと思いました。当然最初はモデル事業や、大きい企業がやる、あるいは県庁のような公的な機関が率先してやるということですが、次第に一般の県民に広く使われていくようになることが大事だと思っていて、そういう点に立って聞きたいのですが、一つは、平成26年度の事業の取組概要として報告された中に、太陽光発電設備とあわせて蓄電池を設置する、いわゆるHEMSの補助が146件と、蓄電池、エネファームの補助が299件ということですが、去年から議論していますのは、これも確かに有効なのだけれども、やはり一般の家庭で太陽光パネルそのものをつける場合の補助のほうが有効ではないかという議論をしてまいりました。一昨年あるいはその前年度の補助が非常に好評だったので、募集を開始すればすぐに応募多数になったということがありました。去年の議論では、太陽光パネルそのものが安くなっているから公費を投入して補助するとすると私有財産をつくってしまうことになるのだという趣旨で、今回はこの事業と、また国の事業が変わったということもあったのですが、今でも町の工務店や電気屋などで、太陽光パネルを設置したいのだけれども初期投資が一定かかるから二の足を踏むという相談がいまだに多いということを知っていますので、家庭用の太陽光発電設置そのものへの補助を検討しないのかと改めて聞きたいと思います。

また、資料に146件とありますが、何件用意をして146件だったのか、蓄電池、エネファームは何件用意をして299件だったのか、この分母もあわせて、前回議論になっていたと思うのですが、今回の資料にはその分母が書いてありませんので、分母もあわせてお答えいただければと思います。

2つ目に、平成26年度の主な取組概要に、電気自動車、プラグインハイブリッド車の導入促進がありました。車のディーラーに行ってお聞きしますと、ハイブリッド車というのは非常に人気も高いと、またプラグインハイブリッドというのは電気自動車とハイブリッド車の中間に位置して、ガソリンも入れるのだけれどもコンセントでも充電できるということで、通常のハイブリッド車よりも大体1台当たり50万円程度高いので、まだそんなに普及はしていないということでした。電気自動車は徐々に性能がよくなっていて、1回充電すれば大体100キロメートル程度走れ、県内でも1日活動するのに十分だということですので、これから普及していくことを期待するものなのですが、県内で一体何台ぐらい普及しているのかということを知りたいとお聞きしたいです。

あわせて、電気自動車を一般に広く普及するためにはやはり急速充電器の設置が広範囲に普及されることが大事だと思いますし、急速充電器とまでは至らなくても宿泊施設などに普通充電器が設置されていくことが望ましいのですが、急速充電器や普通充電器の県内の設置状況をお聞きをしたいと思います。

それから3点目に、補正予算で出されました奈良県災害時エネルギー自給集落モデル検討事業についてお聞きしたいのですが、確かに災害発生時に孤立が懸念される集落に自給自足のシステムを設置するということは大事だと思いますし、モデル事業として進められたらいいと思うのですが、ただ県のエネルギー政策について、これまでずっと議論してきましたけれども、非常に優等生的な目標を設定して、それにこつこつと届かせていくということで、それはそれで堅実な行政手法だと思うのですが、今これだけ自然エネルギー普及が望まれているところですので、何かこのモデル事業をやるときに、全国にPRできるような目玉にしていく必要があるのではないかと。恐らく南部、東部の地域を想定されていると思うのですが、自給自足のモデル事業をやったときに、その地域で、例えば、雇用が大きく広がる、あるいは産業が生まれる、まちづくりにつながっていくというような、その地域に行けば自給自足の電力を軸に地域が元気ですよと、移住していけば仕事もつくれるよということが発信できるようなエネルギーを持ったものにできないのかと思うのですが、この事業を想定してでもいいですし、また別の観点でもいいのですが、地域の雇用創出や、あるいは産業振興や、地域づくりにつながるようなものを何か考えないのかと思っていますので、その点お聞かせいただければと思います。以上です。

**○平田エネルギー政策課長** まず、1点目、家庭向け太陽光発電の補助につきましては、前回の委員会からもいろいろとご意見をいただいているのですが、太陽光パネルだけの設置ということについては、太陽光パネルの価格が非常に下がっているということもございまして、県の補助を入れなくても将来入れた後の電気代等の削減や余剰電力を売電することで一定の採算がとれるということで、県からの補助は平成25年度までとさせていただきます。一方で、家庭の太陽光発電については、単に発電するだけではなく、家庭で発電したものをためて、例えば非常時に使ってもらえる、あるいは昼間だけではない夜間にも使えるなど、つくって使う、ためて使うということを進めていきたいという考えから、昨年度までの事業を少し組みかえまして、今年度スマートハウスの普及拡大事業という形で、いろいろなもの、昨年でしたらHEMSと蓄電池、エネファームだけでしたけれども、そこに新たなメニューとして、V2H、電気自動車から家へ電気を送る設備を

入れた場合も対象にすることや、あるいは太陽光だけではなくて熱の利用も家庭でしていただきたいということで、太陽熱、地中熱という熱の活用も家庭でされるものについても補助をするということで、県としてはエネルギーをつくる、ためる、賢く使うという観点からその活用を図りたい、家庭での太陽光の充実を図りたいと補助制度を創設したところ です。

2点目の電気自動車等の普及状況や充電器の普及状況ですけれども、県内の電気自動車の保有台数につきましては、一般財団法人自動車検査登録情報協会の月報で、平成26年4月末現在、少し数字が古いのですが、電気自動車、プラグインハイブリッド、ハイブリッドと合わせましてクリーンエネルギー自動車と言われているのですが、それら3つ合わせまして、県内では4万5,534台保有されているという数字が出ております。残念ながら電気自動車だけの台数は公式な公表数値ではないのですが、若干数字的にはずれるかもしれませんが、国のクリーンエネルギー自動車等導入費補助制度がございまして、県内で平成10年度から平成25年度の15年間でこの補助金を受けて電気自動車を入れたのは734台となっています。また、充電器につきましては、平成27年6月15日現在ですけれども、県内には、急速充電器59基、普通充電器77基が設置されています。

それから、3点目の質問の地域振興につながるエネルギー政策についてですけれども、本県のエネルギービジョンの中にも基本方針を4つ掲げていますが、その中の一つとして、エネルギーで地域づくり、地域振興、まちづくりや産業振興、観光振興につなげるということ を柱の一つとして掲げて取組を進めています。これまでの取組としては、小水力発電については、意欲ある市町村と県とで小水力の勉強会を開催したり、あるいは実際に小水力発電を導入されるに当たっての導入調査や設備整備に対して県で補助をする制度を設けています。また、木質バイオマス発電についても、利活用促進のための実証実験をしたり、民間の発電所の施設整備への資金貸し付け、融資等を行ってきています。

実際に地域づくりや雇用創出に貢献した事例としては、小水力発電ですと、例えば吉野町の三茶屋地区や殿川地区、十津川村の谷瀬地区、重里地区では住民の方が主体となって小水力発電の水車を設置することで、地域の一体感や、その地域の活性化につなげるという取組もありますし、今、大淀町で建設されています木質バイオマス発電所については、発電所の職員や、林業従事者等で雇用の創出も生まれると聞いています。

県としましても、今後もこのような地域振興に役立つエネルギー政策の取組は重要だと思っておりますので、これらを拡大していくことによってエネルギー政策による地域振興の

推進を充実していきたいと考えています。以上です。

○宮本委員 1点目の太陽光パネルの設置補助ですが、ことしはスマートハウスということで進められているということですが、件数のお答えがなかったので私から紹介しておきますと、HEMSは1,000件用意して146件、エネファームは500件用意して299件だったということなのです。HEMS、ホームエネルギーマネジメントシステムが案外伸びなかったということは手続が煩雑だということや補助金額自体が少ないということがあったかと思うのですが、ことしが果たしてどうなるのか見守りたいと思うのですが、これを見ていて思いましたのは、今はやりのプレミアム商品券、地域独自のものが随分と地方創生だということで、非常に受けがいいのだとか言われていますけれど、それでも私どもへ寄せられている声は、あれは結局、金を持った人しか買えないではないかと。10万円分買ったら11万5,000円だとか12万円分の買い物ができる。結局経済対策が求められる非常に厳しい経済状況の家庭は手も出ないということですし、そういう方々は忙しいので行列に並ぶような余裕もないと言われて、そうですよねと思ったのです。これも広く一般家庭に普及しなければならぬときに、一定余裕のあるスマートな家庭を支援するということになる。これでは本当に自然エネルギーの普及ということになっていくのかという思いを持った次第ですので、その辺、広く県民に普及するという観点を持って補助のメニュー化をする必要があるのではないかと思いますので、そういう観点に立ったらどうなのかということ副知事の考えも一度聞いておきたいと思っておりますので、所見をお聞かせいただければと思います。

あわせて電気自動車も、環境にも優しいし、ガソリンの給油と違って1回数百円程度で急速充電できると、家庭用の充電で夜に充電しようと思えば数十円で充電できるということですからガソリン車と比べれば非常にコストもかからないということなのですが、初期投資だけ一定かかりますからこれもまたなかなか一般家庭では手が出ない商品だということになってきていると思うので、これを広く普及しようと思えば、最初に購入するときに大きな補助をするということがどうしても必要だと思っていますし、広く充電器を設置していただくということをお願いしたいと思います。

ちなみに急速充電器59基ということですが、具体的にどういったところに設置されているのかお聞きしたいのと、県内の道の駅に充電器を設置する場合に国から助成があるかと思うのですが、県内道の駅の設置状況を、わかれば再度お聞きしたいと思います。

それから、地域振興につながるエネルギー政策ということで、今回のモデル事業とは違

う事例を幾つか紹介していただきました。その中で、大淀町で木質バイオマス発電所運営で雇用創出が言われていますが、大体どれぐらい雇用が生まれるのかわかれば明らかにしていただきたい。どれぐらい見込まれているのかお聞きしたいと思います。以上です。

○**奥山委員長** 2番、3番は平田課長の答弁、先にしたらどうですか。

○**平田エネルギー政策課長** 急速充電器の設置場所につきましては、主に多いのは、その自動車、電気自動車を販売している販売所や、あるいは最近ではコンビニ等に設置をされるというのがふえてきています。あとは各市町村等が自分の役場や公共施設に置くのもふえてきています。県内の道の駅への設置の状況ですけれども、県内に12カ所、道の駅がありますが、その中で急速充電器を設置しているのが奈良市の針の道の駅、それから葛城市のふたかみパーク當麻の2カ所になっています。普通充電器が五條市の吉野路大塔、大淀町のiセンターになっています。それ以外にも、道の駅では今年度、国が補助率を高めまして、かなり積極的に設置を進めているというのがありますので、ほかの道の駅についても3カ所予定をしていると聞いています。

雇用創出については、奈良の木ブランド課から答えます。

○**中村奈良の木ブランド課長** 大淀町に今建設中の木質バイオマスの発電所の雇用創出ですけれども、発電所内で働くメンバーは、3交代制で15人と聞いています。それ以外に未利用間伐材を出す林業の協力者が約45人と聞いています。以上です。

○**前田副知事（地域振興部長事務取扱）** 太陽光発電に対する補助でございます。これは初年度、当時、総務部長として予算を見ていましたけれども、初年度は大変数が出たのです。委員がご指摘のようにとっても追いつかない状態になって、これは困ったと思って、2年目は少し額もふやして、単価も落として、私の記憶では、2年目は大体とんとんぐらいであったと思います。1回目募集したら予算よりも少ない応募しかなくて、2回目募集して大体予算どおり出たという感じでした。そしてこの3年目には、委員がご指摘のように少し要件を変えたところ、今おっしゃったとおり見通しと異なったということはそのとおりだろうと思います。少し多くの予算を措置していたにもかかわらず、特にHEMSは余り出なかったのです。

ただ、ご理解いただきたいのは、試行錯誤があるのです。エネルギー政策というのは何か確立したこうすればこうなるといった見通しが必ずしも立てられるものではないものですから、いろいろ試行錯誤しながら、あるいは委員方のご意見も伺いながら、毎年その要件についても見直しをしていくものだろうと思っています。その中でもこの補助の趣旨に

ついて、委員からは少し所得の低い方、あるいはちょっと経済的に手が出ないような方への補助という意味が大きいのではないかというお話をいただきましたけれども、私の考えとしては、もちろんそういう面がないということはないのかもしれませんが、特にこういう先進的な技術の導入に関する補助についていえば、この導入の口火を切る、導入のための補助なわけです。導入のための補助の一番大きな意味としては、補助を出して、残念ながらそれは少し所得の高い方かもしれませんが、経済的に余裕のある方が買われる。そうすると、太陽光パネルが一定の量が出るのです。こういうものは量が出ると価格が下がる。液晶パネルもそうですけれども、太陽光パネルも価格が下がる。現に、決して奈良県の補助金だけではないですけれども、全国的にさまざまな補助がなされた結果として太陽光パネルの価格が下がって、エネルギー政策課長から答弁したとおり、補助をしなくても、フィードインタリフです、電力代の差額と、売電によって賄えるようになったと。そういう意味で一番大きな趣旨というのは、まず大量の導入の口火を切るような形で補助を入れて、結果として全体の価格が下がってきて、普通の所得のある方であれば購入できるようになるというのも大きな意味だろうと思っておりまして、そういう趣旨からいえば、この補助金は一定の効果を上げたし、一つの使命を終えたのだろうと思っています。ただ、こういう先進機器の導入については恐らくそちらの意味のほうが大きいだろうと思っていますけれども、委員からご指摘のあったような商品券その他、特に低所得の方に対してどういう支援があるのかというのは国レベルでも議論になっていまして、それについてはまた別途の観点から議論すべきものだろうと思っています。

○上田委員 委員の上田でございます。よろしく申し上げます。

エネルギー政策について、奈良県としてどう推進していくかということ、平成25年度から県庁内にエネルギー政策課を立ち上げスタートしました。一つの契機となったのが先ほどから出ています福島県の原子力発電所事故、日本全国が注目といいますか、エネルギー政策の推進ということを動き出したところです。それまでを見ますと、私の感覚なのですけれども、エネルギー政策とは国政であると、地方の政治家がさわるものではない、国でやるものだという形で動いてきたと思います。奈良県では県庁内にエネルギー政策課を立ち上げ、そして私たちの県議会も特別委員会を立ち上げ、今年3年目に入っています。

総論的な話なのですが、今までは奈良県民の感情はエネルギーは外から買うもの、エネルギー消費県、この観点が否めなかったと思うのです。エネルギーは自然エネルギーの普及を初め、必要となってきたという意識づけがようやく来ているのかと。県民感情で

は、その具体的な端的な例として太陽光パネルなどがいわゆる入り口の段階だと思うのです。

そこで、奈良県のエネルギービジョンの推進、平成25年度から進んできている中で、大きな総論的な話です。まずここでやっている議論は相当深い議論ができていると思うのです。いろいろなシミュレーションをして、自然エネルギー、いろいろな利活用を考えられるという形で議論が進んでいると思うのですけれども、残念なのは、市町村行政レベルで市町村が呼応してきているかです。そして、県民のいまだにエネルギー消費県だという県民意識が変わってきているのかという部分をどのように感じ取っているかというのを今検証する時期ではないのかと思うのです。大きな総枠の話ですので、所見をお聞かせいただけたらと思います。

**○前田副知事（地域振興部長事務取扱）** 上田委員のご指摘のとおりだろうと思っています。従来エネルギー政策というのは国の政策だったわけです。それは当たり前ながらエネルギーの大半を海外から輸入をしているのですから、通商政策というのはどうしても国がやらなければならない。加えて奈良県の場合、海がないのですから、海外から持ってきたエネルギーは基本的に臨海部において発電をされたり臨海部においてエネルギーとして使われるわけです。そういう意味では、奈良県というのはどうしてもエネルギーに対しては少し距離のあった県だったのだろうと思います。

委員がおっしゃったように、東日本大震災を経て、エネルギーというのは当たり前のように入ってくるものではなくて、地道なそれぞれの地域地域の努力が重要だと特に東日本では意識が変わってまいりましたし、西日本でも原子力発電所の停止によって関西電力がかなり節電という観点からはいろいろな形で啓発活動もされましたから、西のほうでも大分意識は変わってきているのだろうと思います。

今委員からご指摘がありましたとおり、県では、私の記憶しているところですが、たしか超党派の県議会の議員方からの要望をいただいてエネルギー政策課をつくらせていただきました。それ以降3年間にわたって、委員がおっしゃるとおり非常に充実した密度の高い議論がなされているのだろうと思います。ただ、残念ながらそれが市町村まで広まっているのか、あるいは個々の県民の皆様方のところまで広まっているのかということ、少し心もとないところはあります。先ほども少し申しましたけれど、節電協議会を夏と冬にやっております。いろいろな表彰もしております、節電という観点でいうと、大分広まってきたのかという思いは持っています。ただ、これが節電にとどまらず、宮本委員からご指

摘のありました新しい再生エネルギーやいろいろなものにもっと関心が広まればいだろうと思っていますし、そのような観点につきましては、検証という言葉がございましたけれども、ちょうど第2次のエネルギービジョンをつくる年になっていますので、検証も含めて新しいビジョンをつくってまいりたいと思います。

○上田委員 方向性というか考え方、全くそのとおりだと思います。あの福島原発のとき、ちょうど4年前の3月、私たち関西エリアに住んでいる人間にとって何ができるのかとまず考えたときに、応援に行こう、いわゆる復旧の応援に行こうという気持ちをみんな持ったと思うのです。行けない。じゃあ何したらいいの。義援金を集めよう。これは一つの方法論でした。そして、義援金も大概の方は協力されました。ではあと何ができるのといえは節電だということから始まっていると思うのです。そこでエネルギーということの物の考え方が相当変わってきたということは全県民に当てはまると思うのです。

ところが、残念だったのは、エネルギー政策でこういうことをやりましょうといったとき、自然エネルギーに注目といったとき、いち早く奈良県の39市町村、市役所、町役場、全ての屋根に太陽光パネルが乗るのかと思ったのです。一番早いと思ったのです。一個人が対応するよりも市町村行政が対応するほうが早いと思ったのですけれども、それも進まない。なぜか、何か温度差があるという思いがまだ残っています。もう3年目に入りますビジョン推進ですけれども、副知事からお話ございましたように、第2次のビジョンの策定からそれをどう進めていくかということを含めて、奈良モデルという単語が非常に出ていますので、どうぞ県、そして市町村、そしてまた全県民137万人にというように大きく広がる仕掛けというのか、そのようなことに期待を申し上げておきたいと思えます。以上です。

○奥山委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、これをもって質疑等を終わります。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。